（認定の基準）

第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。

一　二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、地方公共団体、民間事業者その他の設置者以外のものを含めることを妨げない。

二～十三　［略］

（公示）

第五条　［略］

２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程、事務の共同運営、産学官連携推進事務又はその他の別を付して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（認定の基準）

第三条　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。

一　二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。この場合において、その社員には、設置者以外のものを含めることを妨げない。

二～十三　［同上］

（公示）

第五条　［同上］

２　前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○文部科学省告示第百四十六号

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第三十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十五日　　文部科学大臣　松本　洋平

大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第一条　大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第六十二条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［略］	大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準の一部改正）

第二条　大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大学設置基準第五十九条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一～六　［略］	大学設置基準第五十八条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一～六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（専門職大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）

第三条　専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第七十八条及び第七十九条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を次のように定める。 **第十条**　専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十九条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十八条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四	専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第七十七条及び第七十八条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を次のように定める。 **第十条**　専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合については、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十条」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四